

宿 泊 約 款

国振第416号 昭和60年12月23日
平成13年 1月24日
平成19年10月23日
平成22年 4月22日
平成23年 9月 1日
令和 1年10月 1日
最終改正 令和 3年10月 1日

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻（チェックイン最終時刻24時）
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではない。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しない特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないとする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の

反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
また、他のお客様や近隣地域に迷惑がかかると判断した場合。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災・施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（事前に到着予定時刻を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例第条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ・消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、1時間当たり¥1,100（税別）
- (2) 超過3時間以上は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限：深夜1時まで

ロ.フロントサービス：深夜1時まで翌朝6時より

ハ.エクスチェンジサービス：なし

(2) 飲食等（施設）サービス時間:

イ.朝食 7：00～9：30（2階レストラン）

ロ.昼食 平日11：30～14：00（1階割烹 山海）

二.その他の飲食等 10：00～17：00（1階ラウンジ）

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する場合があります。その際は適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2. 当ホテルは万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失・毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、あらかじめその種類及び価額の明告がなかった場合、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当ホテル内に持ち込まれた物品又は現金並びに貴重品でフロントに預けられなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失・毀損等の損害が生じた場合は、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その手荷物の到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち宿泊客の置き忘れた手荷物又は携帯品が当ホテルにて発見された場合は、その当該所有者からの連絡のあったものについてその指示にしたがう。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め90日間保管し処分するものとします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず当ホ

テルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当ホテルに対し当該宿泊客はその損害を賠償するものとする。

別表 第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料)) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	① 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ② サービス料 (③×10%)
	税金	イ 消費税

備考1 基本宿泊料は掲示する料金表によります。

2 未就学のお子様の朝食を提供したときは大人料金の50%をいただきます。

別表 第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数					
		不泊	当日	前日	3日前	9日前	30日前
一般	14名まで	100%	100%	80%	30%	—	—
	15~99名まで	100%	100%	80%	50%	20%	—
団体	100名以上	100%	100%	80%	50%	30%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数切り上げ)にあたる人数についての違約金はいただきません。